

## 船舶事故調査報告書

平成30年9月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

|  |   |
|--|---|
| 事故種類   | 衝突  |
| 発生日時   | 平成30年3月26日 06時45分ごろ   |
| 発生場所   | 長崎県佐世保市赤埼北北西方沖（針尾瀬戸）<br>針尾瀬戸弁天島灯台から真方位297° 1,100m付近<br>（概位 北緯33° 03.9′ 東経129° 44.4′）  |
| 事故の概要  | 漁船きく丸は、南進中、また、漁船 <sup>じゅん</sup> 潤丸は、漂泊中、両船が衝突した。<br>潤丸は、船長Bが負傷し、右舷船尾部外板に亀裂等を生じ、また、きく丸は、船首部船底に擦過傷を生じた。   |
| 事故調査の経過  | 平成30年3月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| <b>事実情報</b><br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 漁船 きく丸、0.5トン<br>NS3-507699（漁船登録番号）、個人所有<br>5.35m (Lr) × 1.62m × 0.66m、FRP<br>ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、<br>昭和60年11月<br>B 漁船 <sup>じゅん</sup> 潤丸、0.4トン<br>NS3-404685（漁船登録番号）、個人所有<br>5.18m (Lr) × 1.53m × 0.55m、FRP<br>ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、<br>平成11年2月1日 |
| 乗組員等に関する情報   | A 船長A 男性 76歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和51年7月2日<br>免許証交付日 平成29年9月25日<br>（平成34年10月28日まで有効）<br>B 船長B 男性 74歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和50年7月25日<br>免許証交付日 平成27年10月9日<br>（平成33年5月1日まで有効）   |

|       |  |
|-------|--|
| 死傷者等  | A なし<br>B 軽傷 1人(船長B)   |
| 損傷    | A 船首部船底に擦過傷<br>B 右舷船尾部外板に亀裂等   |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視程 約1,500m<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南流約1ノット(kn)<br>日出時刻：06時17分   |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、わかめ採取漁の目的で、平成30年3月26日06時33分ごろ赤埼北東方沿岸の漁場に向けて佐世保市針尾漁港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、船尾部右舷側の物入れの蓋に腰を掛け、左手で船外機のスロットルコントロールグリップを握ってチラーハンドルを操作し、06時42分ごろ佐世保市<sup>ひと</sup>人埼を左舷方に見て通過したところ、赤埼北西方沖付近にB船を初認し、その後、南流に乗じて約8knの対地速力で、左舷方の陸岸に沿って針尾瀬戸を南南東進した。</p> <p>A船は、06時44分ごろ佐世保市<sup>こたひ</sup>小鯛の船だまり南西方の岬付近に至り、船長Aが、左舷方の陸岸に沿って右転し、B船を船首方に一見して赤埼北北西方沖を南進した。</p> <p>A船は、船長Aが、B船とはまだ離れていると思い、左舷方を向き、沿岸に仕掛けられていたかご漁の漁具や同漁具の南方で揚網を行っていた僚船(以下「僚船A」という。)の様子を見ていたところ、06時45分ごろその船首部がB船の右舷船尾部に衝突し、B船に乗り上げた状態で停止した。</p> <p>船長Aは、僚船Aに、救助及び海上保安庁への本事故発生の通報を依頼した。</p> <p>A船は、B船に乗り上げた状態のまま、B船と共に、僚船A及び出漁して来た別の僚船にえい航されて小鯛の船だまりに到着した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、かさご一本釣り漁の目的で、26日06時20分ごろ赤埼北北西方沖500m付近の漁場に向けて長崎県西海市所在の真珠養殖施設に併設された船だまりを出発した。</p> <p>B船は、漁場に到着して操業を行いながら漂泊し、南流で流された後、06時40分ごろ流される前の場所に戻って船外機を中立運転とし、船首を西方に向けて再び南流で流されながら漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、B船の船尾部右舷側の物入れの蓋に腰を掛け、左舷方を向いて釣りざおを出し、操業を行っていたところ、06時42分ごろ人埼西方沖付近にA船を初認し、その後A船が陸岸寄りを南南東進していることを認め、時折A船の状況を見ながら操業を続けた。</p> <p>B船は、06時44分ごろA船が右転した後B船に向かって避けずに接近したが、船長Bが、いずれ航行中のA船が漂泊中のB船を避け</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>てくれると思い、漂泊を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、右舷方至近に迫ったA船に衝突の危険を感じたものの、海中に飛び込もうと身構えただけでどうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、佐世保市の医院で診察を受け、右前腕及び上腕の打撲及び捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>   |
| その他の事項  | <p>船長Aは、B船に相当近づいても、針路を転じることで、容易にB船を避けることができると考えていた。</p> <p>船長Aは、沿岸に仕掛けられていたかご漁の漁具や同漁具の南方で揚網を行っていた僚船Aの様子を見ていたので、衝突するまでB船と接近したことに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、着用していた救命胴衣に付属の笛を備えており、また、船外機を中立運転としていたので、いつでも船外機を前後進とすることができた。</p>   |
| <b>分析</b><br>乗組員等の関与<br>船体・機関等の関与<br>気象・海象等の関与<br>判明した事項の解析 | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、針尾瀬戸を南進中、船長Aが、B船が船首方にいることに気付いていたものの、仕掛けられていた漁具や僚船Aを見ることに意識を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に接近したことに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船を船首方に認めた際、B船ともう少し接近してから避けても支障がないだけの距離的余裕があるものと思ったことから、仕掛けられていた漁具や僚船Aを見ることに意識を向けたものと考えられる。</p> <p>B船は、針尾瀬戸において漂泊中、船長Bが、A船がB船に向かって避けずに接近していることを認めた際、いずれ航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <b>原因</b>   | <p>本事故は、針尾瀬戸において、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが見張りを適切に行わず、また、船長Bが、A船がB船に向かって避けずに接近していることを認めた際、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| <b>再発防止策</b>  | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、周囲に他船を認めた際は、他のことに意識を向けること</li> </ul>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>なく、他船との接近状況を観察するなど、常時適切な見張りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漂流中、他船が自船に向かって避けずに接近していることを認め<br/>た際は、避航を促す音響信号を行い、機関を用いて移動するな<br/>ど、衝突を避けるための措置を講じること。</li></ul> |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

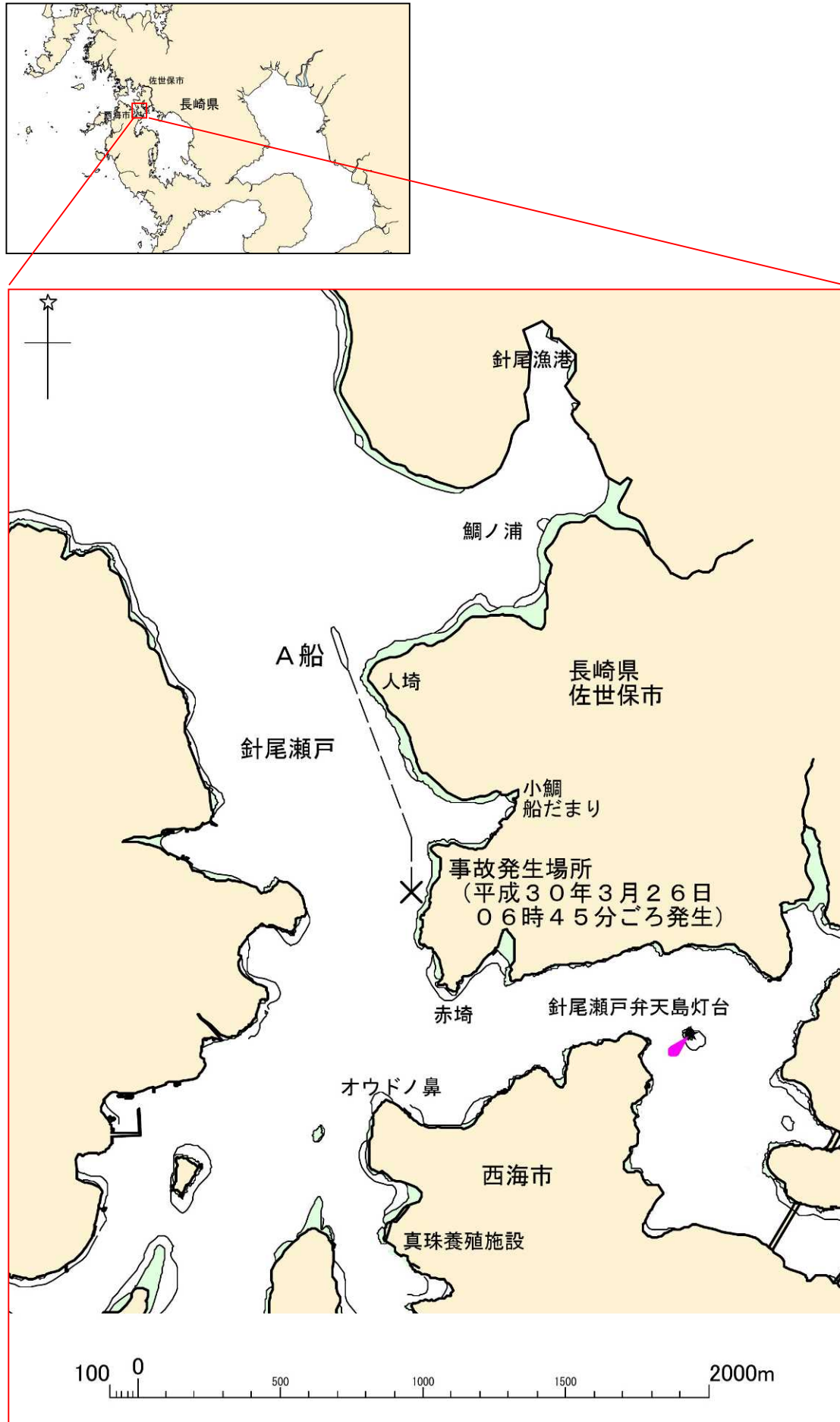


写真1 A船



写真2 B船

